

湖東定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 湖東定住自立圏共生ビジョン(以下「ビジョン」という。)の変更および成果の検証に当たって、関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知)に基づき、湖東定住自立圏共生ビジョン懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 懇談会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 湖東定住自立圏を構成する各市町から推薦された者
 - (2) 湖東定住自立圏の形成に関する協定に記載された政策分野(以下「政策分野」という。)に関連する団体の代表者または関係者
- 2 懇談会に会長および副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
 - 3 会長は、会務を総括する。
 - 4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
 - 5 懇談会は、ビジョンについて審議する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任することができる。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第4条 懇談会の庶務は、彦根市企画振興部で処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年11月11日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年6月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年12月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年7月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年2月3日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月5日から施行する。